

約款変更の新旧対照表

<振替決済口座管理約款>

むさし証券

新文書	旧文書	差分
第 10 条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。	第 10 条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、 この場合、 日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。	削除
第 11 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの （電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。） については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	第 11 条 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。	追加
1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時 等 交付書面	1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面	追加
この約款は、202 5 年 5 月 1 日より適用させていただきます。	この約款は、202 2 年 4 月 1 日より適用させていただきます。	変更

以上